

## 奨学のための給付金制度について

野田学園高等学校

私立高校生の保護者等が一定の要件を満たす場合、授業料以外の教育費負担を軽減するため、保護者等がお住いの都道府県から「奨学のための給付金」が支給されます。

要件に該当される方は、下記の書類を9月27日(火)までに事務室へご提出ください。

### [支給要件]

保護者(親権者)のいずれも「道府県民税・市町村民税所得割額」が非課税であること。

### [提出いただく書類等] ※添付書類をあわせて提出してください

#### ○ 保護者(親権者)が山口県在住の方

高校生等奨学給付金受給申請書

口座振替申出書

保護者(親権者)全員の令和4年度所得課税証明書

① 市町村の窓口で発行される「令和4年度課税証明書」

② 勤務先から交付を受けた「令和4年度特別徴収税額決定通知書」

③ 市町村から送付された「令和4年度市町村民税納税通知書」

※ ①～③のいずれかを添付してください(コピーも可)。

④ 生活保護(生業扶助)を受給されている世帯の方は、福祉事務所が7月1日以降に発行する「生活保護受給証明書」

※ 福祉事務所に「奨学のための給付金」申請のために必要であることを申し出て、発行を受けてください。

15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、その方の「健康保険証のコピー」

(国民健康保険に加入の場合はあわせて「扶養誓約書」)

※ 生活保護(生業扶助)を受給されている世帯の方は除きます。

#### ○ 保護者(親権者)が山口県外在住で本制度を申請される方は学校へご連絡ください。

### ※家計急変世帯の場合

裏面記載の家計急変の場合の提出書類を提出してください。

なお、提出書類については以下のQRコードよりダウンロードしてください。



## 家計急変の場合の提出書類等について

### [支給要件]

家計急変により、保護者の収入が激減し、「保護者等全員の都道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯。

### [提出いただく書類等] ※添付書類をあわせて提出してください

- 高校生等奨学給付金受給申請書
- 奨学のための給付金申請に係る収入状況確認書
- 口座振替申出書
- 保護者全員の令和4年度所得・課税証明書(人数、金額等省略されていないもの)
- 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、その方の「健康保険証のコピー」 ※国民健康保険加入の場合は、併せて扶養誓約書  
(注)健康保険証に記載されている「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」が見えないように、その部分を隠してコピーする、コピーしたものを黒塗りするなどしてください。
- 家計急変の発生時期、発生事由、家計急変後の収入状況のわかるもの
  - 給与収入の方
    - ・離職の場合  
離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書 など
    - ・収入減の場合  
会社作成の給与支払見込証明書(収入が減少した月から向こう1年間)、  
※賞与も含みます  
給与減少前と給与減少後(3ヶ月分)の給与、賞与支給明細書、雇用条件通知書 など
  - 事業収入の方
    - ・廃業等の場合  
廃業等届出、破産宣告通知書 など
    - ・収入減の場合令  
毎月の収支(売上、必要経費等)を示す書類(帳簿等)
- 令和3年分確定申告で提出された「所得税青色申告決算書」または「収支内訳書」  
(事業収入の方のみ)

なお、提出書類については以下のQRコードよりダウンロードしてください。

